

入札説明書

(長崎県総合水産試験場飼育設備保守点検業務委託)

長崎県総合水産試験場総務課

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

長崎県総合水産試験場飼育設備保守点検業務委託（8総水第1号）

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

上記期間の1ヶ月前までに双方から申し出がない場合は、引き続き次の1年間は同一の条件で本契約を自動継続するものとする。ただし、自動継続できる契約期間は最長5年間とする。なお、当初契約の翌年度以降において、長崎県の歳入歳出予算の減額若しくは削減があった場合は、期間満了の1ヶ月前までに受託者に通知し、契約を解除するものとする。

(3) 履行場所

長崎県総合水産試験場

(4) 業務内容

別添「長崎県総合水産試験場飼育設備保守点検業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

2 入札参加資格及び参加条件

(1) 入札参加資格

入札の公告の前日までに長崎県内に本店等を有している者（個人の場合は、長崎県内に住民登録をしている者）又は県内に支店等を有している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（8総水第1号）に定める資格を得ていること。

（2）の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(2) 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、「競争入札の参加者の資格等（告示）（8総水第1号）に定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和8年3月5日（木）午後5時までに次の提出場所に提出すること。

（名称）長崎県総合水産試験場管理部総務課

（住所）〒851-2213 長崎県長崎市多良木町1551番地4

（電話）電話 095-850-6293 FAX 095-850-6324

(3) 入札参加条件

令和8年4月1日より当該業務の「仕様書」の内容に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。

「競争入札の参加者の資格等（告示）（8総水第1号）」の入札参加資格を有していること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月24日(火) 11時00分
- (2) 場所 長崎県総合水産試験場 本館棟1階 研修室

【注意事項】

入札及び開札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に7の部局に確認すること。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

入札書(別添様式1)及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

入札金額(首標金額)は、訂正することができない。

入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。

代理人が入札する場合は、本人の委任状(別添様式2)を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。

入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入して提出すること。

入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

入札書の宛名は、長崎県総合水産試験場長 森川 晃 とすること。

入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

(2) 入札の方法

電送及び郵送による入札は認めない。

入札回数は、3回を限度とする。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(3) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のからにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

指名停止を長崎県から受けている者、又は受けたことがあきらかである者が入札したとき。

長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けている者が入札したとき。

所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
入札書の首標金額が訂正されているとき。
その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(4) 落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

【注意事項】

開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行います。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の5/100以上の金額を入札日までに7の部局に納付すること。（落札しなかった場合は、入札終了後に還付する。）ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に長崎県総合水産試験場長を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

（a）3,000万円以上

（b）3,000万円未満 1,000万円以上

（c）1,000万円未満

入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

入札保証金の免除手続きは、免除申請書を作成し、必要書類を添えて7の部局に令和8年3月18日（水）までに持参するか郵送（必着）すること。

【注意事項】

入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。

入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目とすること。

入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税込み額の5%となるので、仮に1,000千円で入札する場合には、入札保証金は50千円ではなく55千円となるので注意すること。50千円の入札保証金の場合、入札限度額は909,090円となり、1,000千円の入札は無効となる。

入札日前に入札保証金を現金納付する場合は、銀行にて納付をお願いします。この場合、払込書を事前に作成し入札参加予定希望者に交付しますので、事前に7に掲げる部局に連絡して下さい。なお、銀行での払込後に銀行の出納印が押印された領収証の写しを7に掲げる部局に提出して下さい。なお、事務の都合上申出は、令和8年3月13日（金）までにお願いします。それ以後になりますと納付書の発送が遅くなることから、入札日までに納付できな

くなる場合があります。

契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額の区分を超える区分の金額を入札することはできないこと。

入札保証金を現金納付する場合は、開札の30分以上前までに7に掲げる部局の窓口に現金と印鑑を持参すること。

落札しなかった場合、納付された入札保証金は還付します。（銀行で納付した場合は、入札者の預金口座への振込となりますので、還付に数日を要します。）

（2）契約保証金

契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

契約金額（消費税及び地方消費税込額）の10/100以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

（a）3,000万円以上

（b）3,000万円未満 1,000万円以上

（c）1,000万円未満

契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

契約保証金の免除手続きは、免除申請書（別添様式3）を作成し、必要書類を添えての7の部局へ提出すること。

6 契約書の作成等

- （1）落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- （2）その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによるものであること。

7 当該契約事務に関する担当部局

長崎県総合水産試験場管理部総務課

〒851-2213 長崎県長崎市多良木町1551番地4

電話 095-850-6293 FAX 095-850-6324